

まくべつ

第 5 2 号

平成 30 年 10 月発行

農業委員会だより



実りの秋!!

写真左上・上

収穫体験会（9/23）

写真左 農業体験塾（9/15）

／農業試験圃場（新和）

紙面あんない

農地転用について	2 P
農業者年金加入推進、年金説明会	3 P
農業振興公社からお知らせ（第三者経営継承、交流会）	4 P・5 P
贈与税・相続税、農地の相続等の届出義務	6 P
第 23 期活動方針・活動計画	7 P
農地を売った場合の税金、活動報告ほか	8 P

編集・発行

幕別町農業委員会
幕別町本町 130 番地 1
Tel 0155-54-6625

忠類支局
幕別町忠類錦町 439 番地 1
Tel 01558-8-2111

「農地を転用する」場合には

まず農業委員会にご相談ください

◆「農地を転用する」とは？

人為的に農地を農地以外のものにすることを「農地転用」といいます。

農地を住宅、牛舎や倉庫などの農業用施設、資材置場や駐車場にするなど農地以外にする場合、また砂利を採取するなど一時的に農地以外とする場合も農地転用に該当します。

◆農地を転用するには農地法の許可が必要です

農地を転用するには、あらかじめ農地法第4条または第5条の規定に基づく許可を受ける必要があります。

ただし、市街化区域内の農地を転用する場合は、事前に農業委員会に届出をすることで、転用が可能になります。

◆申請から許可を受けるまでに期間を要します

農地を転用するには農業振興地域の「農用地区域でないこと」などの要件が必要です。

農地転用の申請は農業振興地域

の手続きが済んでからとなり、農地転用の手続きも、農業委員会の現地調査、総会審議を経て、内容によっては北海道農業会議へ意見聴取が必要など数箇月の期間を要します。

農地の転用をお考えの場合は、お早めに農業委員会にご相談ください。

農業振興地域って？

農業振興地域とは、長期間にわたり農業上の利用を図るべき地域として北海道が指定する地域で、幕別町では市街化区域を除くほぼ全域が農業振興地域に指定されています。

農業振興地域の中で、おおむね10年以上農業上の利用を確保すべきとされる土地として「農用地区域」が定められています。畑や農業用施設用地などは農用地区域に設定されており、補助事業の実施など、農業振興に必要な施策は農用地区域

であることが条件になります。その代わり、農用地区域内で住宅を建てるなど、農業以外の土地利用が制限されています。

農地転用の申請をする前に、住宅を建てる場合は農用地区域から除外する、農業用施設を建てる場合は用途を変更するなどの手続きが済んでからとなり、手続きに期間を要する場合があります。

農林課農政係が担当しています。

◆罰則があります

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可を受けていても、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合などは、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります（農地法第51条）。隠れる

罰則の適用もあり、違反転用すると個人は3年以下の懲役または3百万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます（農地法第64条、第67条）。

農地法	第4条	第5条
許可が必要な場合	自分の農地を転用する場合	転用する者が農地、採草放牧地を転用するために売買等を行う場合
許可申請者	転用を行う者（農地所有者）	売主または貸主（農地所有者）と買主または借主（転用事業者）
許可権者	転用する面積が ・4ヘクタール以下 農業委員会会長（北海道農業会議の意見聴取が必要な場合もあります） ・4ヘクタール超 北海道知事	

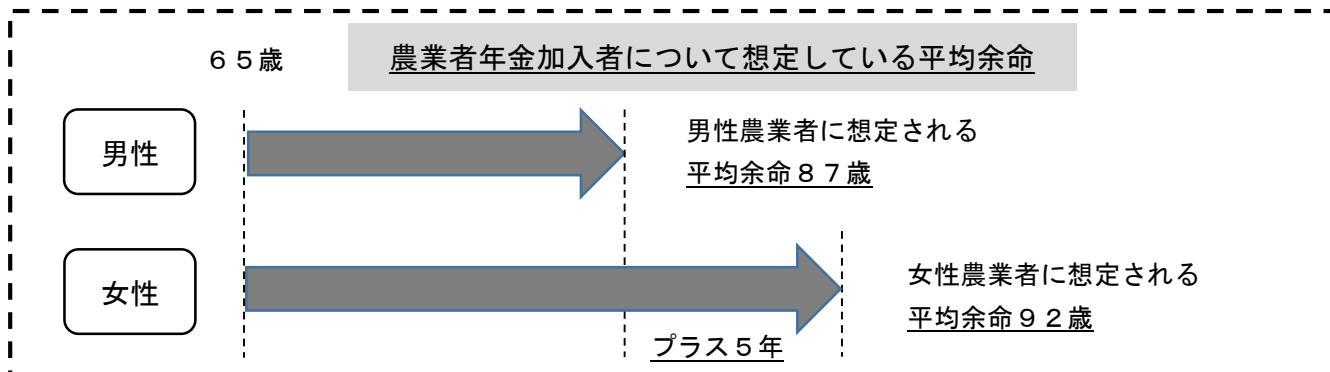
※4ヘクタールを超える農地の転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議が必要です

老後の備えは
農業者年金で
安心！

女性農業者のみなさんへ あなた自身の年金を！

女性は男性より5年長生き、自分自身の年金を準備しましょう

一般的に女性は男性より長寿です。年金が重要なことは男性も女性も同じですが、女性はより長い老後に備えて、自分自身の年金を準備することが重要です。



★老後の備えは万全ですか？ 女性農業者の長い老後をしっかりとサポートします

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が19年、女性が24年です。女性の老後は男性以上に長い道のりです。

★農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

国民年金の不足分をしっかりとカバーします

国民年金の支給額は夫婦お二人で月額最高約13万円です。

一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23～24万円が必要となるデータがあり、月額10万円不足となります。

問 夫は加入していないけど、自分だけでも加入できるの？

【答】 農業者年金は ①国民年金第1号被保険者 ②年間60日以上農業に従事 ③60歳未満の方 であればどなたでも加入できます。農地の権利名義は必要ありません。

問 加入したいけど保険料は高いの？

【答】 農業者年金の保険料は、月2万円から6万7千円まで、千円単位で加入者が自由に選択できます。保険料の額もいつでも見直しできます。

また、一定の要件を満たせば保険料の国庫補助を受けることができます。

問 加入手続きはどこでできるの？

【答】 最寄りのJA、農業委員会で行えます。

また農業者年金について、お尋ねしたい場合もJA、農業委員会まで問い合わせください。

農業者年金説明会・個別相談会を行います

農業者年金制度の概要、経営移譲年金・特例付加年金の受給・手続きについて、北海道農業会議から講師を招き、説明会および個別相談会を開催します。これから受給予定の方はぜひご参加ください。

- ◆日時 平成30年12月4日（火）午後1時30分～
- ◆場所 役場2階2-A・B会議室
- ◆申込方法 事前に農業委員会へ電話でお申し込みください。
- ◆申込期限 11月22日（木）
- ◆問い合わせ・申込先 ☎ 幕 54-6625
☎ 忠 8-2111



幕別町農業振興公社からお知らせ

第三者農業経営継承について

「第三者農業経営継承」とは、後継者のいない農家が保有する経営資産（農地、機械、施設等）、営農技術等（栽培および飼養管理技術、販路、経営管理ノウハウ等）を地域の関係機関が支援し、第三者である就農希望者に継承することを目的としたものです。詳しくは、幕別町農業振興公社へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 公益財団法人幕別町農業振興公社
電話 57-2711 FAX 57-2716

．．．．．第三者農業経営継承の流れ．．．．．

経営継承希望者の登録

北海道農業公社担当者と事前に面談を行い、登録を申込みます。

経営移譲希望者の登録

幕別町農業振興公社を経由して、北海道農業公社に登録を申込みます。

顔合わせ・事前体験（１～２週間程度）１農場に複数の経営移譲者派遣も

体験中は無報酬、原則として移譲者宅に宿泊します。また、農場までの交通費は、体験者の自己負担となります。

体験費用の一部助成として、農場側に１人あたり上限２万円を助成します。（体験者は、全国農業会議所が負担する傷害保険に加入します。）

両者の合意（マッチング）の後、技術・経営継承実践研修（６ヶ月～４年）

研修にあたって、農の雇用事業を活用する場合は「雇用契約」を締結します。

農の雇用事業活用により、新規就業者に対する研修費等として、年間最大１２０万円を助成します（新法人設立支援タイプで最長４８ヵ月）。

コーディネートチーム（町・農業委員会・ＪＡ・普及センター）の設置・支援

進行状況の確認・助言、経営継承合意書の作成支援等を行います。
必要に応じ税理士などの専門家を派遣し、権利関係を明確にします。

経営継承合意書の締結

経営継承の開始

第三者農業経営継承に係る登録対象者の要件

【移譲希望者の要件】

- ①概ね年間を通じて農業を営み、農業生産による農畜産物の販売収入のある者で、後継者がおらず、今後５年以内に経営を中止する意向があること。
- ②農業経営を第三者に移譲する意思があること。
- ③継承希望者に対して、農業技術、経営ノウハウの習得のための指導を適切に行い、後継者として育成する意思と能力を備えていること。
- ④継承希望者に対して、必要な時期に資産や負債の状況を含めた経営状況を積極的に開示する意思があること。
- ⑤継承後の経営が順調に営まれるように必要な助言を行い、販売先や屋号、信用といった無形資産の継承を行う意思があること。
- ⑥過去に、雇用および研修に関して、法令違反等のトラブルがないこと。ただし、是正され１年を経過した場合を除く。
- ⑦認定農業者または認定新規農業者であること。認定農業者でない場合は、継承する経営

内容が専業経営として生計を立てられる規模であること。

- ⑧家族の同意と地域農業者の合意形成が図られていること。
- ⑨経営継承に関する調査に協力すること。

【継承希望者の要件】

- ①現在、自ら農業経営を行っていない者であること。
- ②経営継承の研修開始時点で原則 45 歳未満の者であること。
- ③原則、夫婦（結婚予定者含む）または２人以上で就農を目指すこと。
- ④経営移譲を希望する農業経営を継承し、地域の担い手になる強い意志を有していること。
- ⑤移譲希望者の正社員または役員でないこと。
- ⑥法人でないこと。
- ⑦移譲希望者の親族（３親等以内）でないこと。
- ⑧経営継承に関する調査に協力すること。

交流会のお知らせ

幕別町では農業後継者を対象に、独身農業後継者で組織する「クラブアップル」が主催する『交流会』と、町農業振興公社主催の小規模交流会、通称『農コン』を開催しています。これから開催予定の交流会と、過去５年間の交流会や個別紹介による成婚数をお知らせします。

♥クラブアップル交流会♥

- ・ 日 時 平成30年12月7日（金）
午後7時～
- ・ 内 容 「イン・ザ・スイート」での食事会
- ・ 募集人数 9人（20～35歳の町内
独身農業者）

♥農コン（小規模交流会）♥

- ・ 日 時 平成30年11月16日（金）
午後7時30分～
- ・ 内 容 「イン・ザ・スイート」での食事会
- ・ 募集人数 5人（35～49歳の町内
独身農業者）

◆問い合わせ・申込先 公益財団法人幕別町農業振興公社
電話 57-2711 FAX 57-2716
URL <http://www.makubetsu-nsk.com/>

★農業後継者成婚数の推移

年度	成婚数	うち公社の事業（グリーンパートナー対策事業）による成婚数		
		クラブアップル交流会	その他交流会	個別紹介
H25	6	1		2
H26	4	2		
H27	10	1	2	1
H28	8	1		1
H29	7	1		1

農地を相続した・贈与を受けた場合の税金

■税金の種類

【相続税】

個人が被相続人（亡くなった人）から相続や遺贈によって財産を取得した場合に課される税金です。

【贈与税】

個人から財産をもらったときに課される税金です。

【不動産取得税】

贈与により土地、建物を取得したときに課される地方税（北海道税）です。

■納税猶予制度

農地を相続したり、贈与を受けた場合、要件に該当し手続きをすることによって納税が猶予される制度があります。

【相続税納税猶予制度】

相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続または遺贈により農地等を取得して、次の場合には一定の要件のもとに納税が猶予されます。猶予された相続税は相続人が死亡したとき等に免除されます。

①自ら農業を営む場合

②一定の貸付けにより農地としての利用が確保される場合

【贈与税納税猶予制度】

農業を営む個人が、その推定相続人のうちの1人に一括して農地等の全部を贈与した場合には、一定の要件のもとに、その年分の贈与税額のうち農地等の価格に対応する部分の税額が猶予され、贈与者または受贈者のいずれかが死亡したときに免除されます。

しかし次の場合には、納税猶予に係る期限が確定し、その納税猶予を受けていた贈与税額の全部または一部、合わせて申告期限の翌日からその確定した期限までの利子税を納めなければなりません。

①免除要件に該当する日の前に、その受贈者が農業経営を廃止した場合

②納税猶予の特例の適用対象となつた農地等を譲渡、貸付、転用または耕作を放棄した場合

※農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行った場合は猶予を打ち切られないなど例外もあります。

【不動産取得税納税猶予】

農地等を贈与した場合、贈与税の納税猶予に該当する場合は同様に不動産取得税の納税猶予制度の適用を受けることができます。

【相続時精算課税制度】

平成15年に創設され、贈与税と相続税との選択適用が認められました。この制度を一度選択すると、その後は同じ関係（父から長男のような同一の関係）の贈与はこの制度によることになり、贈与税の納税猶予制度との併用はできません。

対象となる贈与者は60歳以上の父母または祖父母、受贈者は20歳以上の推定相続人または孫で、贈与財産の種類、金額、回数に制限はありません。

贈与税額は贈与財産の合計額が2千5百万円までは非課税となり、2千5百万円を超える部分は一律20%が課税されます。

この制度の適用を受けようとするには、受贈者が最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、所轄税務署長に対してその旨の届出を贈与税の申告書に添付することにより行います。

農地の相続等の届出義務

相続等で農地の権利を取得した場合、農業委員会への届出することが農地法で義務付けられています。

■届出が必要な人

農地法の許可を受けることなく、農地の権利を取得した人

- ・相続、遺産分割等
- ・時効取得
- ・法人の合併、分割等

■届出先

・農業委員会、忠類支局
届出書用の紙は農業委員会事務局またはホームページから入手できます。

■届出時期

農地の相続等を知った時点からおおむね10カ月以内。

■ご注意ください

相続の届出は、権利取得の効力を発生させるものではありません。例えば、届出をしたことにより、時効による権利取得が認められるということではありません。

また、所有権移転登記に代わるものではありません。登記は別途必要となります。

第23期幕別町農業委員会活動方針・活動計画

今任期中における農業委員会の活動方針と活動計画を3月開催の第9回総会で決定しました。

これまで、活動方針と活動計画は毎年度策定してきましたが、今任期からは、3年間の方針と計画を策定することになり、今回は平成30年4月から平成32年6月まで2年間の内容となります。なお活動方針と活動計画は、毎年度、見直しを行います。

活動方針

農業委員会法が改正され、農地



の利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の最も重要な事務として位置付けられました。

これにより、担い手への農地利用の集積・集約化や、遊休農地の発生防止・解消に今まで以上に力を注ぐことが求められております。

本町農業委員会は農業委員会の役割・任務の重要性を認識し、事務の透明性、公正・公平性を確保するとともに、農地法の一層の定着と適正な農地行政の執行に努め、関係機関と連携して、地域農業の振興発展のための活動を推進し、農業者の公的代表機関としての役割を果たします。

【重点事項】

- 1 常に法令・業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応えます。
- 2 農業者が効率的かつ安定的な農業経営を行えるよう、農地の利用集積等を推進します。
- 3 農業・農村の多様化する要求あるいは実態を把握し、関係行政機関へ意見を提出します。
- 4 農業者年金制度の普及を図り、

年金の受給のための適切な指導と広報に努めます。

5 農業後継者の配偶者対策に、より力を傾注するとともに、関係機関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進します。

6 農地パトロール（利用状況調査）を実施し、遊休農地の発生防止、無断転用、不法投棄に対する監視活動に努めます。

活動計画

- 1 優良農地の確保と有効利用
- 2 担い手への農地利用の集積・集約化
- 3 担い手の育成・農業経営の合理化に向けた活動
- 4 関係行政機関へ意見の提出
- 5 農業者年金の普及推進
- 6 幕別町農業振興公社との連携
- 7 農業一般に関する調査・情報の提供
- 8 農業委員・職員の研修の実施
- 9 総会等の開催及び総会議事録の公表

農地所有適格法人報告書の提出をお願いします

農地所有適格法人は、農地所有適格法人報告書を提出することが農地法で義務付けられています。

報告書を提出しない場合や、虚位の報告をした場合は罰則規定がありますので、お忘れないように報告をお願いします。

提出書類

- ・農地所有適格法人報告書
- ・農業収入額がわかる書類（損益計算書など）
- ・定款、株主または組合員名簿（新規設立または内容に変更がある場合）

提出期限

各法人の毎事業年度の終了後3カ月以内

提出先

- ・農業委員会、忠類支局

※報告書の様式は農業委員会にあります。

また、町ホームページからもダウンロードできます。

(http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html)

8/3・4 小麦の刈作業激励訪問

今年は雨天が多く生育の遅れが心配された中、8月3日に幕別・札内地区、4日に忠類地区の小麦刈取作業の激励に谷内会長が飯田町長、芳滝会議議長とともに出席しました。



ご存知でしたか？

農地を売った場合の税金について

農地（土地）を譲渡した場合は、他の所得と区分して（分離課税といいます）、その譲渡所得に対して所得税、住民税が課せられます。

譲渡所得税には、特別控除の特例措置があり、農地についても担い手への譲渡を促すため、下記により譲渡した場合には、特別控除が認められます。

●譲渡所得の計算

譲渡所得金額 ＝ 譲渡による収入金額－（取得費＋譲渡費用）

税額 ＝ 譲渡所得金額×（所得税 15%＋住民税 5%）

※短期譲渡所得（取得後5年以内の売却）の場合は、所得税 30%、住民税 9%となります。

●農地を売った場合の課税の特例（特別控除）

特別控除 800万円

主な例：農用地区域内の農地を農用地利用集積計画により譲渡した場合（幕別町の場合、農業振興公社の農地利用調整により譲渡した場合となります）

特別控除 1,500万円

農用地区域内の農地を農業経営基盤強化促進法の買入協議により農地中間管理機構に譲渡した場合（幕別町の場合、農業振興公社の農地利用調整により北海道農業公社へ譲渡した場合となります）

◆広報委員◆

委員長 副委員長
委員 委員 委員 委員 委員

深松 吉田 渡邊 井田 高橋 飛田 西田

俊英 正宏 ひろ子 留吉 孝二 利幸

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

全国農業新聞は、農業委員会で購読の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 月 700 円

（送料、税込）

◆発行 全国農業会議所

